

<平成28年度京都府「介護サービス情報の公表」計画>

介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年度政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の規定に基づき、「介護サービス情報の公表」計画を定めましたので公表します。

第1 目的

介護保険法施行令の規定により、介護サービス（第2の4に定めるものをいう。）の情報の報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画を定める。

第2 報告に関する計画

1 計画の基準日

平成28年1月1日

2 計画の期間

平成28年8月1日から平成29年5月31日まで

3 報告の対象となる介護サービス事業者

介護保険法第115条の35及び介護保険法施行規則第140条の43及び44の規定により、次に掲げる事業者とする。

- ・平成28年度中に、新たに報告の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者
ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護の対象サービスを提供している「みなし指定事業所」であって、指定があったものとみなされた日から起算して一年を経過しない事業所については対象外とする。
- ・計画の基準日前の1年間において提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超える事業者（以下、「既存事業者」という。）

4 報告の対象となる介護サービス

- ①訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③訪問看護、介護予防訪問看護
- ④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護
- ⑥通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- ⑦特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型含む））
- ⑧特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型含む））
- ⑨特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型含む））

- ⑩福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- ⑪小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬居宅介護支援
- ⑭介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑯介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- ⑰定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑱複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

5 報告の方法その他報告の実施に関する事項

(1) 報告の方法

■ 既存事業所について

介護サービス事業者は、京都府ホームページ及びワムネット京都府センターに掲載されている報告対象事業所一覧を確認する。報告対象となっている場合は、以下に従って報告を実施する。

① 25年度以降に京都府からID・パスワードを送付された事業所

既存事業所一覧の案内通知送付が無の事業所は、25年度以降に送付されたID・パスワードを使用し、厚生労働省が設置する介護サービス情報の公表システムに直接入力する。

② 25年度以降に京都府からID・パスワードを送付されていない事業所

既存事業所一覧の案内通知送付が有の事業所は、新たに京都府から送付されるID・パスワードを使用し、厚生労働省が設置する介護サービス情報の公表システムに直接入力する。

■ 28年度に新規指定を受けた事業所について

京都府から対象事業所に報告の案内通知（ID・パスワードを含む）を送付する。事業者は厚生労働省が設置する介護サービス情報の公表システムを利用し直接入力する。

(2) 報告の時期

報告対象事業者は、それぞれ次に定める報告開始時期から報告期限までに、報告を行うこととする。

新たに報告の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする時期	報告開始時期（予定）	報告期限
既存事業者	平成28年9月1日	平成28年9月30日
平成28年4月1日～8月31日に新規指定を受けた事業者	平成28年11月10日	平成28年11月30日
平成28年9月1日～12月31日に新規指定を受けた事業者	平成29年2月10日	平成29年2月28日
平成29年1月1日～3月31日に新規指定を受けた事業者	平成29年5月10日	平成29年5月31日

※25年度以降に京都府からID・パスワードを送付されていない事業所については、報告開始時期を目処に京都府からID・パスワードを送付する。

第3 調査事務に関する計画

報告内容に虚偽が疑われる場合や公表内容について利用者等から通報があった場合等で、知事において調査を実施する必要があると判断した場合、調査を実施する。

第4 情報公表事務に関する計画

1 計画の期間

報告の都度、速やかに公表を行うこととする。

2 介護サービス事業者ごとの公表を行う月

報告の都度、速やかに公表を行うこととする。

3 公表の方法

事業者が厚生労働省が設置する介護サービス情報公表システムに入力した情報をインターネットにより公表することとする。